

経済産業省

2026●●●電委第●号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「容量市場における入札ガイドライン」の改定の建議について

「容量市場における入札ガイドライン」（令和7年6月3日最終改定）では、「当該（事前）監視で確認された価格を超える価格で応札した場合や、当該監視を受けず基準価格以上で応札した場合は、必要な手続きを踏ました上で当該応札を取り消すこととする」とされていますが、応札を取り消すこととすれば、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の使用者の利益を阻害するおそれがあることもあるため、応札を取り消すことなく必要な是正を図ることも可能であることを明確化する観点から、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、別添の改定事項のとおり、当該ガイドラインの改定について貴職に建議いたします。

容量市場における入札ガイドライン改定事項

1. 「容量市場における入札ガイドライン」（令和7年6月3日最終改定）5
(4) ①(ウ) 中、「取り消すこととする」を「取り消すことができるこ
ととする」に改める。

以 上